

JAAF RunLink 賛助会員規約

(目的)

第1条 本規約は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」といいます。）が運営する JAAF RunLink の賛助会員に関し、基本的な事項を定めるものとします。

(事務局の設置)

第2条 本連盟は、JAAF RunLink に関する事務全般を円滑に行うため、本連盟内に、事務局（以下「JAAF RunLink 事務局」といいます。）を設置します。

(賛助会員)

第3条 JAAF RunLink の目的に賛同してその事業を支援することを希望する法人・団体で、所定の入会申請書を提出し、本連盟が承認した者を賛助会員とします。

(年会費)

第4条 賛助会員は、本連盟に対し、以下の通り年会費を納入するものとします。

1. 年会費（毎年4月～翌年3月）の額は、以下の通りとします。

一般法人・団体	年 960,000 円（消費税込）
公益法人・公益団体・地方自治体等	無 料

2. 年度途中で新規に入会する場合の納入額は、以下の通りとします。

4月～9月の場合：年会費の全額

10月～3月の場合：年会費の1/2の額

3. 年会費は、新規入会時は入会が承認された月に、更新時は、毎年4月に納入するものとします。

4. 納入された年会費は、本規約の他の条項において返還しない旨規定されている場合のほか、理由の如何にかかわらず返還しません。

(特典)

第5条 本連盟は、賛助会員に対し、以下の特典を提供します。

①会報誌/広報誌の配布

②JAAF RunLink が主催するスポーツマーケティングに関する勉強会/講演会への参加

※別途参加費がかかる場合もあります

③スポーツマーケティングに関する相談窓口のご利用

④賛助会員間のマッチングサービスのご利用

⑤JAAF RunLink 主催イベントへの参画

⑥JAAF RunLink 調査情報のご利用

⑦その他、JAAF RunLink 事務局が定めた特典

(期間・更新)

第6条 賛助会員がその資格を有する期間は、新規入会年度は入会手続きが完了した日から次の3月31日までとし、その後は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。賛助会員の資格は、会員から退会の届け出がない限り、1年毎に自動更新されるものとします。

(退会)

第7条 賛助会員は、所定の退会届を JAAF RunLink 事務局に提出することにより、いつでも退会することができます。ただし、この場合、既に納入された年会費は返還しません。

(資格の抹消)

第8条 賛助会員が下記の事由に該当するときは、本連盟の判断により賛助会員の資格を取り消すことがあります。この場合、既に納入された年会費は返還しません。

- ①JAAF RunLink の目的に反する行為や、本連盟・JAAF RunLink およびその関係者の名誉を著しく傷つける行為があったとき
- ②本規約、法令および公序良俗に反する行為があったとき
- ③反社会的勢力および反社会的勢力と思われる団体・個人との関係が認められたとき
- ④年会費を滞納したとき
- ⑤その他、本連盟が賛助会員資格を取り消すべき合理的な事由があると認めたとき

(規約の改定)

第9条 本規約は、JAAF RunLink の事業運営等の都合により、改定される場合があります。

(賠償責任)

第10条 本連盟は、第5条に基づいて賛助会員に対して提供した特典等によって、直接または間接的に生じた賛助会員または第三者への損害等について、本連盟に故意又は重大な過失がある場合を除き、その内容や方法の如何にかかわらず賠償の責任を負いません。

附則 この規約は、2018年11月1日から施行します。